



放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

平成28年度要求額
450,083百万円(415,333百万円)

背景・目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づき、除染等の措置等を実施するもの。

事業概要

- (1) 除染特別地域における生活圏の除染の推進
- (2) 除染特別地域における除去土壌等の減容化、仮置き
- (3) 除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視
- (4) 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置
- (5) 正確かつ分かりやすい情報発信

等

主な事業スキーム

【除染特別地域】 国（環境省）が除染を実施

【除染実施区域】

○福島県内



○福島県外



期待される効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減。

【除染前】

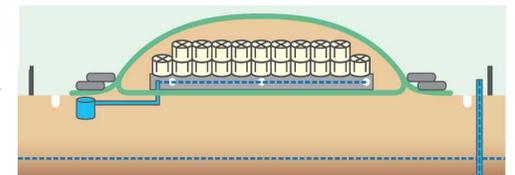
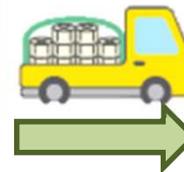


除染により放射性物質を取り除く
(①生活圏における除染・・・126,559百万円)

【除染後】



除染後は空間線量率をモニタリング
(③放射線量の監視・・・2,873百万円)



除去土壌等は減容化して仮置き
(②除去土壌等の減容化、仮置き・・・160,654百万円)

除染特別地域における①～③の取組を実施するとともに、市町村による除染等に対する財政措置を実施（④地方公共団体に対する財政措置（159,241百万円））。また、除染に関する情報発信（⑤正確かつ分かりやすい情報発信等（260百万円））等についても実施する。